

平成28年第5回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 平成28年5月25日(水)

午前9時30分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 18名

1番	増 山 貞 男 君	2番	小 島 一 男 君
3番	倉 持 登 君	4番	武 井 茂 君
5番	大 岡 光 雄 君	7番	中 村 明 君
8番	小 林 保 雄 君	9番	青 木 邦 夫 君
10番	井 上 直 子 君	11番	松 原 良 子 君
12番	池 澤 基 君	13番	小 島 キヨ子 君
14番	松 田 英 雄 君	15番	張ヶ谷 一 郎 君
16番	山 田 行 雄 君	17番	渡 邊 禎 吉 君
18番	後 藤 勇 君	19番	高 崎 勇 君

欠席委員 1名

6番 藤 田 昌 一 君

事務局

事務局長	田 原 和 明	局次長	新 堀 直 樹
書記	松 本 公 秀	書記	黒 川 武 康

午前 9時27分

◎開会の宣告

○局長 それでは、おはようございます。定刻前なのでございますが、全員がおそろいということで、藤田委員だけが欠席ということでございます。これから第5回の農業委員会を開会いたしたいと思っております。

初めに、後藤会長からの挨拶をお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、おはようございます。今日は第5回の農業委員会の総会ということでございます。藤田委員さんが病欠ということで、手術をされるということで連絡いただきました。ちょっと心配をしておるのですが、お休みということでございます。ほかの皆さんにつきましては全員出席ということで、大変ありがとうございます。

ちょうど農繁期も過ぎて、大体終わっている状況かなと思っておりますが、まだ大口の農家の方が大分残っているようでございます。そういうことで、農家も水田のほうもかなり青くなってきました、パイプラインのほうもそろそろ切ってもいいのかなと、協力したいなと思っております。

また、おとといですか、農業振興審議会がございまして、委員の皆さんにも出ていただきまして、大変ありがとうございます。その中で、農業委員の委員さんではありませんが、そのほかの委員さんからご意見ということで、ぜひ農業委員さんのほうにも話をしてみるかということで言われましたので、一言お願いを申し上げますが、今大口の農家で、私も会長になる前に農業委員会でもご提案させていただきましたけれども、どうもパイプラインが、水を出しっ放しであふれてしまっているよという状況が多いということでございます。大口の農家さんにしてみれば、それはやむを得ないかなという部分もあるのですが、気がつきましたら、農業委員さんのほうで、できましたら耕作者、地主さんというのですか、地主さんが管理をするのだよということで、それを指摘してもいいのではないかというご意見もいただいております。ぜひご注意をいただいて、水の出しっ放しがありましたら、地主さんにもちょっと水出っ放しだから気をつけてくれということで話をするのもいいのではないかなと思っております。中には、その水管理を地主さんでやるという条件でやっている方もいらっしゃるという話も聞きます。そういうことでございますので、ぜひ、これは意見でございますので、そういうところがありましたら、よろしくをお願い申し上げます。

今日も何十項目か議案がございまして、皆さんのご協力でスムーズに終わりますようによろしくをお願い申し上げます。まして、挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会の規定に基づきまして、会長に議長になっていただきたいというふうに考えてございます。専決報告含めまして5議案についてよろしくお願ひしたいと思っております。

◎議案第1号

○会長 それでは、事務局から議長ということでご指名をいただきましたので、暫時の間、議長席を務めさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1の1から2番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字堤根〇〇〇、地目、田。地積1,099㎡。ナンバー1—2、大字堤根〇〇〇、地目、田。地積2,686㎡。合計3,785㎡。譲渡人、春日部市、〇〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇。譲受人、面積77.12アール。労力、4人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1—1からナンバー1—2につきましては、〇〇氏の農業経営拡大という理由で3,785㎡取得するものがございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しております。また、農業経営は4人でやっている状況です。通作距離については、自宅から約7キロでございます。場所は、大字堤根地内、幸手領第4揚水機場の東側付近です。以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

これにつきまして、調査依頼につきまして、松原委員、調査報告をお願いします。

○11番 議案第1号、農地法第3条に関する事実調査依頼があり、5月22日、譲受人、〇〇〇〇さん、春日部市、譲渡人、〇〇〇〇さん宅に電話にて調査した結果、ただいま事務局説明のとおり、5項目に関し、相違ありませんでした。皆さんのご審議方、よろしくお願いいいたします。

○会長 調査報告終わりました。

この件につきまして、ご質疑等がありましたら、質疑を受けたいと思いますが、挙手をして起立の上、質問をいただきたいと思ひます。何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないという声がありますので、採決をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第1号、ナンバー1—1から2番まで、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決決定といたします。

続きまして、同じく議案第1号、ナンバー2—1から3番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2—1、大字目沼字後〇〇—〇、地目、畑、地積412㎡。ナンバー2—2、大字目沼字後〇〇—〇、地目、畑、地積166㎡。ナンバー2—3、大字目沼字後〇〇—〇、地目、畑、地積127㎡。合計705㎡。譲渡人、神奈川県川崎市、〇〇〇〇〇。譲受人、目沼、〇〇〇〇〇。譲受人、面積199.1アール。労力4人。取得理由、経営拡大。

ナンバー2—1からナンバー2—3につきましては、〇〇氏の農業経営拡大という理由で705㎡取得するものがございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しております。また、農業経営は4人でやっている状況です。通作距離については、自宅から約200メートルでございます。場所は、大字目沼地内、〇〇氏の自宅から北側方向に行ったところになります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明終わりました。

こちらにつきましては、調査報告につきまして、小林委員、調査報告をお願いいたします。

○8番 調査依頼がありましたので、お話を伺ってまいりました。5月24日、〇〇宅に伺い、また〇〇さんについては遠いので電話でお話を伺いました。〇〇さんの土地は、実家が幸手だそうで、相続でもらった土地だそうです。それで、ここ20年ぐらい〇〇さんがずっとつくっていらしいのです。ただ、〇〇さんも高齢で、これからどうしようということで、〇〇さんをお願いをして譲るといふこととございました。調査5項目については何の問題はございません。よろしくご審議お願いいいたします。

○会長 調査報告終わりました。

この件につきまして、ご質問のある方は、挙手をして質疑をいただきたいと思ひますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

議案第1号、2—1番から3番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決決定いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1—1から3番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字下高野字上河原〇〇—〇、地目、畑。地積、26㎡。ナンバー1—2、大字下高野字上河原〇〇—〇、地目、畑。地積7.52㎡。ナンバー1—3、大字下高野字上河原〇〇—〇〇、地目、畑。地積17㎡。合計50.52㎡。申請人、新座市、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー1—1からナンバー1—3につきましては、地主の〇〇氏は現在新座市内に住んでおりますが、今回の申請地に隣接する宅地も含め、父より相続した土地に自己用住宅を建築する計画に至りましたので、農地法第4条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字下高野地内、和戸橋交差点付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明終わりました。

こちらにつきましては、調査報告、本来は藤田委員でございますが、本日欠席でございますので、池澤委員、よろしくをお願いします。

○12番 先日、22日の日曜日に新座市まで出かけることができなかったので、〇〇さんにお電話でお聞きしました。今、全く更地になっているのです、この土地を見に行きましたら。それで、自己用住宅を建てるということで、この畑、今日申請の部分は畑なのですが、その場所に宅地を建てる場所に決めたということなので、その自己用住宅に間違いありません。ただいま事務局の説明のとおりでございましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 調査報告終わりました。

この件につきまして何かご意見ございますか。ご質疑ありませんか。

はい、どうぞ。

○8番 宅地ということですけども、うちを建てるということなのですけども、50㎡のうち、どういうふうなものをつくるのでしょうか。

○書記 こちらについて事務局のほうで説明をさせていただきます。

この地図のほうを見ていただければわかるのですけれども、今回の申請地とその隣の〇〇さん、もともとの宅地、お父様が住んでいたところなのですが、こちらがございませす。そちらとあわせて建物を建てるということで、この50㎡の中に宅地の一部が入っている形となっております。それと浄化槽、あとは排水の関係です。そちらのほうが出てくる予定となっております。

以上となります。

○会長 よろしいでしょうか。

○書記 補足しますと、ここの申請は50.52㎡なのですけれども、先ほどご説明したとおり併設する宅地は407.09㎡ございまして、合計で457.61㎡、それで今回の自己用住宅を建てる計画となっております。

○会長 小林委員さん、よろしいでしょうか。

○8番 はい。

○会長 それでは、採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第2号、1—1番から1—3番まで、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー2番、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2、大字本郷字西下〇〇〇〇—〇、地目、畑。地積、11㎡。申請人、春日部市、〇〇〇〇〇。転用目的、道路敷地。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー2につきましては、この後の議案第3号、ナンバー2の案件である自己用住宅に伴う道路後退用地となり、道路敷地として農地法第4条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字本郷地内、〇〇〇〇株式会社の北側付近になります。

以上でございます。

○会長 この件につきまして、調査報告、高崎副会長、よろしくをお願いします。

○19番 それでは、報告させていただきます。

本郷西下〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇〇様。こちらは、5月の21日土曜日、午後、電話で本人とお話をさせていただきました。先ほど事務局がお話ししました内容のとおりでございます。この後出てきます自己用住宅に伴う道路敷地ということでございます。また、この後出てくる自己用住宅ができた後に道路の後退用地であるということで、これを町に寄附採納する予定であるということを知っております。5項目につきましては、該当ございません。よろしく願いいたします。

○会長 調査報告終わりました。

今、事務局の説明がありましたとおり、道路の後退、道路用地としての転用の4条申請でございます。あと、議案の3号のほうで同じ形で転用が出ていますが、とりあえずこちらのほうは4条申請ということで採決をしたいと思っておりますが、何かご質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1—1から2番、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字杉戸字与左エ門〇〇〇〇、地目、田。地積、2,003㎡。ナンバー1—2、大字杉戸字与左エ門〇〇〇〇、地目、田。地積462㎡。合計2,465㎡。譲渡人、杉戸、〇〇〇〇。譲受人、越谷市、社会福祉法人〇〇〇〇、理事長〇〇〇〇。転用目的、保育園。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー1—1からナンバー1—2につきましては、譲受人の社会福祉法人〇〇〇〇は、越谷市内にて社会福祉事業を営んでおります。このたび杉戸町が指定した認可保育所建設用地にて公募が実施されたため、保育園という転用目的で農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は、第1種農地です。転用することにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画は、自己資金及び借入金により計画しております。場所は、大字杉戸地内、〇〇〇〇の北側付近です。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては、調査報告を大岡委員に、調査依頼に基づきまして報告をお願いします。

○5番 報告いたします。

譲渡人の〇〇さんは、相続した土地ということになります。それで、譲受人の〇〇〇ですか、社会福祉法人で、先ほど事務局が説明したとおりでございますが、杉戸町には保育園の建設を予定しているということでございまして、そのほかにも特養ホームとか、幼稚園ですか、保育園のほかにも幼稚園も、伊奈町かな、越谷とかそういうところに幾つか営業しているという会社でございます。それで、〇〇さんは、相続をした土地で、まだ会社へ行っているのです。それとほとんど農業をやったことないということなのですけれども、おばあさんが高齢になって、それで前から耕作していた田んぼは今もつくってもらっているというような状態で、ほんの少し食べるぐらいはうちでもつくっているのですよというようなことで、兄弟が新井さんだけなのですね、男性の方はね。ご兄弟とあと子供さんですか。そういう事情なのですけれども、調査5項目については、お聞きしたのですけれども、全然該当しないということでございますので、調査5項目については問題ないと思われまます。

以上で報告を終わりますが、よろしく願いいたします。

○会長 調査報告終わりました。

この件につきまして、ご質疑ございましたら、挙手の上、受けたいと思いますが、何かございますか。

○10番 先ほど事務局の説明で、認可保育園をつくるということで、云々ということで、社会福祉法人〇〇〇〇さんが今回保育園ということで転用目的で申請しましたということなのですけれども、確かに保育園を運営をしていくということですか。

○局長 これは十八丁なのですけれども、内田保育園が松本パン屋さんの後ろにあります、相当老朽化していると。そのところに高圧線が通っているので、あそこではなかなか移転ができないということで、今回はいろんな形で町がつくってまた運営するというのもあるのですけれども、それだと今後の町財政とか、全て勘案した結果、民間に委託して運営していただくと。認可であれば町の保育園と何ら遜色ないという形で、ここに設置するという形です。

○10番 わかりました。

○会長 どうぞ。

○5番 要は90名ぐらいを保育園の生徒さんを予定していると。そのぐらいの規模でつくると言うことを言っていました。

○会長 よろしいでしょうか。

内田保育園の町立ということで、老朽化しているということで、かわりに私立の社会福祉法人ですか、でやっても

らうような話になるかなという考え方でよろしいかなと思うのですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 では、採決させていただきます。

議案第3号、1—1番から1—2番まで、賛成の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく第3号、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2、大字本郷字西下〇〇〇〇—〇、地目、畑。地積、360㎡。譲渡人、春日部市、〇〇〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー2につきましては、譲受人の〇〇氏においては、現在春日部市内の実家に住んでおりますが、以前より我が家を持ちたいと考えていたところ、今回の申請地を探し当て、自己用住宅という転用目的で農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は、第2種農地です。転用することにより、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画は、借入金により計画しております。場所は、大字本郷地内、〇〇〇〇株式会社の北側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、高崎副会長に報告をお願いします。

○19番 それでは、報告させていただきます。

先ほど議案第2号の2番と並行したところでございます。〇〇さん宅には電話、先ほどお話ししました21日に確認をさせていただきました。そして、譲受人の〇〇〇〇さん、お勤めということなので日曜日の午前中、連絡とれまして、本人とお話をさせていただきました。内容については、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。本郷の西下付近は非常に住宅開発が盛んで、ここ二、三年の間に四、五件案件が出ているかなと思います。そういった場所でございます。住宅ができるにつきまして、周辺の悪影響は、先ほど事務局のほうからの説明のとおりでございます。申しわけございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 調査報告終わりましたので、ご質疑をいただきたいと思いますが、何かご質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○会長 ないですか。採決に移らせていただきます。

議案第3号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、畑のナンバー1から2番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー畑の1、利用権の設定する者、設定する土地、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇。大字下高野〇〇〇、耕作面積、今のところゼロです。こちらなのですけれども、〇〇〇〇〇株式会社としては耕作面積のほうはゼロ

ロとなっています。代表取締役の〇〇〇〇さんは、こちらネギをつくっている方なのですけれども、〇〇さんのお宅としては所有地もありますし、ほかにも借りているところもあります。〇〇〇〇としては今回が初めてなので、面積のほうが入っておりません。続きまして、利用権設定面積、畑、1,062㎡。

ナンバー畑の2、利用権の設定を受ける者、設定する土地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇。大字下高野〇〇〇、利用権設定面積、畑、848㎡。設定する利用権、使用貸借。利用権の種類、普通畑。始期、平成28年6月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年7カ月。こちら使用貸借なので、借賃のほうはございません。利用権を設定する者、下高野、〇〇〇。新規となります。

合計面積が、ナンバー畑の1からナンバー畑の2、合計面積で1,910㎡となっております。よろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

こちらにつきましては、調査報告、池澤委員さん、よろしくお願いします。

○12番 調査依頼がありましたので伺ってきました。ただいま事務局の説明のとおりでございます。これ利用権設定ということで、その以前は相対でやっていたらしく、農業委員会を通して今回やるということで初めて調査することになったわけですので、今事務局の説明で何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長 調査報告は終わりました。

係争中であっても利用権の設定については何ら問題ないということでございます。

こちらにつきまして何かご質疑ございますか。

○7番 今、〇〇〇〇〇という会社があるということなのですけれども、この会社についてちょっと、設立とか、事業運営とか、内容についてわかっている範囲でお願いいたします。

○書記 こちら履歴事項全部証明書というほうから読ませていただきますが、会社の成立の年月日のほうが平成27年12月14日となっております。目的のほうは農産物の生産、加工、販売。農産物を原材料とする食料品の販売。農産物の貯蔵、運搬及び販売。農業生産に必要な資材の製造、販売。農作業の受託等となっております。こちら役員のほうが代表取締役としてこちらのお名前が入っています〇〇〇〇さん、あと取締役として〇〇〇さん、あと〇〇〇〇さんとなっております。

以上となります。

○7番 はい、わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

ほかにごございますか。

○2番 〇〇〇〇〇株式会社ということで、これは野菜をつくるということで、使用貸借ということで、それで収益、野菜つくって収益を上げるのでここに出てきたのだと思うのだけれども、その前は野菜どれぐらいつくっていたのですか。実際にどのくらいやっていたのか。

○会長 私が知っている範囲では、会社としてはゼロです。当然27年12月ですから。〇〇〇〇さん個人とすれば、ネギを和戸から白岡あたりまで、約5町以上ネギを今つくっているところですよ。会社としては初めてなので、会社で利用権を設定してこれから続けていくのかなという感じもします。ネギ専門でございますが、そのほかにこのご子息さんは受託農家ですが、稲を持っているのです。米のほうも恐らく4町ちょっとつくっているかなというふうに思います。家族ぐるみで、親子でネギをつくったり、相当農業していますが、会社とすれば27年の12月ですので、池澤さん、大体そんな感じですよ。

○12番 そうです。

○会長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 では、採決します。

議案第4号、畑のナンバー1と畑ナンバー2番、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号の畑のナンバー3番からナンバー9番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー畑の3、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇、設定を受ける者の耕作面積460.57アール。利用権設定面積、畑、238㎡。

ナンバー畑の4、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇、利用権設定面積、畑、142㎡。

ナンバー畑の5、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇、利用権設定面積、畑、204㎡。

ナンバー畑の6、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇—〇、利用権設定面積、畑、49㎡。

ナンバー畑の7、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇—〇、利用権設定面積、畑、42㎡。

ナンバー畑の8、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇—〇、利用権設定面積、畑、33㎡。

ナンバー畑の9、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇—〇、利用権設定面積、77㎡。

ナンバー畑の3からナンバー畑の9、合計面積で785㎡です。

設定する利用権、利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、普通畑。始期、平成28年6月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年7カ月。借賃、こちら使用貸借なので、入っておりません。利用権を設定する者、深輪、〇〇〇〇。こちら新規となります。よろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

こちらにつきまして、調査報告、山田委員、お願いします。

○16番 事務局の話したとおりであります。27日に〇〇さん宅に訪問し、話を聞いてまいりました。〇〇さんは1年ぐらい前から体調を崩して、米づくりや農家の仕事ができなくなったため、〇〇氏に話して本日に至ったわけでありませぬ。また、〇〇氏は、米、麦を中心として胚芽米まで立派に農業経営を営んでおります。また、調査5項目にも何ら問題もありませんでしたので、ご報告いたします。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑ある方は、挙手の上、ご起立いただいて質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。こちら使用貸借でございますので。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 なければ採決してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第4号の畑のナンバー2番から9番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、田のナンバー1から2番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー田の1、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。設定する土地、大字才羽2155—1、利用権の設定を受

ける者の耕作面積、529.8922アール。

ナンバー田の2、設定する土地、大字才羽〇〇〇〇、利用権設定面積、田、3,189㎡。

ナンバー田の1からナンバー田の2、合計面積5,326㎡。

設定する利用権、利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。始期、平成28年6月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年7カ月。借賃、10アール当たり年30キロ。利用権を設定する者、越谷市、〇〇〇〇。こちら再設定となっております。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明終わりました。

こちらにつきましては、再設定でございますので、調査報告はございません。

ご質問を受けたいと思いますが、何か質疑がありましたら受けたいと思います。何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないということで、採決に移ります。

議案第4号、田のナンバー1から2番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告でございます。

事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1—1、清地3丁目〇〇〇—〇、地目、畑、地積、355㎡。ナンバー1—2、清地3丁目〇〇〇—〇、地目、畑、地積、355㎡。合計710㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇。譲受人、大塚、〇〇〇。転用目的、自動車修理工場駐車場となっております。

以上です。

○会長 専決報告まで全て終わりました。

これをもちまして議長の責務を終わらせていただきます。大変ご協力ありがとうございました。

○局長 スムーズなご審議ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○局長 本日は、その他が結構あったということで大変長時間にわたってご苦労さまでございました。

それでは、最後に閉会を高崎副会長によりしくお願いします。

○副会長 それでは、閉会の挨拶をさせていただきますが、その前に毎回でございますが、ちょっと気づいたことがございますので、皆様をお願いをしたいと思います。

委員会終了後、終了後といいますか、事務局のほうから会議録の説明がございます。そのときは皆さんしっかり、私語がちょっとあるのではないかなと思いますので、皆さんが会議録、慎重にお聞きになって確認をしていただきたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第5回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は6月24日金曜日9時30分から杉戸町役場第1庁舎3階会議室を予定しております。皆様の出席をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

平成28年5月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 増 山 貞 男

署 名 委 員 小 島 一 男